

下関市介護人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内の介護保険サービス事業所に介護職員等として就業するための転入旅費及び引越費用の一部を補助することにより、労働力人口の減少と高齢化の進行により不足している介護人材を確保し、もって高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた取組を行うことを目的として、下関市介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護保険サービス事業所に勤務し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に関する業務に直接的に従事する、人員基準上の介護職員、介護従事者、訪問介護員、機能訓練指導員、サービス提供責任者、計画作成担当者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条に規定する補助金の交付申請日において、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 健康保険の適用事業所である本市の介護保険サービス事業所に介護職員等として雇用され、当該健康保険の被保険者であること。
- (2) 介護保険サービス事業所において就業を開始した日（以下「就業開始日」という。）から1年以上継続して雇用される見込みがあること。
- (3) 就業開始日の2月前の日から就業開始日までの間に、本市に転入し、現に本市に住民票を有する者であること。
- (4) 本市の市税の滞納がない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けた者
- (2) 他の類似の助成制度を利用した者又は利用する予定である者
- (3) 転勤、出向等の理由により本市に転入した者
- (4) 介護職員等以外の職種を兼務している者
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
(補助対象者の住民票上の同一世帯員が該当する場合も含む。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払った次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入旅費等 補助対象者及び補助対象者と同時に本市へ転入する住民票上の同一世帯員の転居先までの移動及び転居のための事前準備に係る交通費をいい、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定めるところによる。ただし、転居のための事前準備に係る交通費については、転入日の2月前の日から転入日までの間で、1往復に限り補助対象経費とする。

ア 鉄道、船舶、航空機又は乗合自動車（以下「各交通機関」という。

）を利用した場合 転居前の住所地の最寄りの駅等（各交通機関の乗降場をいう。以下この号において同じ。）から転居後の住所地の最寄りの駅等までの各交通機関の運賃の合計額とする。ただし、小児運賃については、転居の際における年齢に従い、各交通機関の規定によるものとする。

イ 私有車を利用した場合 転居前の住所地から転居後の住所地までの最短距離（1キロメートル未満は切り捨てる。）に、1キロメートル当たり20円を乗じた額とする。ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を加算した額とする。

- (2) 引越費用 家財道具の運搬のために利用した、引越業者等に支払った費用、車両等の借上料、燃料費又は有料道路料金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号の合計額とする。

- (1) 前条第1号の合計額とする。ただし、算定に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法により市が算定した額と、補助対象者が申請した額のいずれか低い額とし、20万円を限度とする。
- (2) 前条第2号の合計額とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、就業開始日が属する年度の3月31日までに、下関市介護人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただ

し、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 補助対象経費の明細書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (3) 住民票の写し（世帯全員のもので、補助金の交付申請日から2月以内に交付され、本市への転入日が確認できるもの）
 - (4) 就業証明書（様式第3号）
 - (5) 本市市税の滞納がないことを証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市介護人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市介護人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、下関市介護人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
 - 3 第1項の規定による取消しの通知は、下関市介護人材確保支援事業補助金

交付決定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

4 第2項の規定による返還の命令は、下関市介護人材確保支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。